

# **COP6 議長による新提案 (9 April 2001)**

(GISPRI 仮訳、4/23re 版)

## はじめに

2001 年 7 月に COP6 を再開する目的は、ブエノスアイレス行動計画によりカバーされた全ての案件を扱った交渉テキスト集についての作業を完了させ、これらの案件に関する包括的でバランスのとれた決定のパッケージを採択することである。

昨年 11 月 COP6 が中断された時点で、補助機関の作業をベースとして、また補助機関議長らの責任のもとで、これら全ての交渉テキストに関し大きな進展があった。しかし、これらのテキストに盛り込まれた政治的な「クランチ」イシュー（重要課題）のトータル・パッケージに関する検討は、当時のテキストで合意するには不十分であった。

再開される交渉における最初の焦点を引き続き政治的問題のパッケージに置くべきであるというのが、いただいた助言を考慮しての COP6 議長としての私の判断である。その内容について合意することで、懸案となっている個々の決定草案のさらなる検討と採択に対して道が開かれることとなる。

新提案を盛り込んだこのペーパーの目的は、求められた政治的焦点を維持し、改訂版交渉テキスト作成のベースとなりうる選ばれた「クランチ」イシュー（重要課題）に対しバランスの取れた解決策を提案することである。これらの新提案は 2000 年 11 月 23 日の私の非公式メモについて締約国からいただいたコメントを詳細に検討し、また幅広く相互協議を行って作成されたものである。透明性を保つために、これらの提案は正式な決定テキストとしてよりもむしろフォローされるべきアプローチに関する記述として呈されている。この提案は一部、**イタリック体**で表記された説明によって補足されている。LULUCF 提案の含意について説明した表は、本ペーパーの付属書に入っている。

COP6 の再開準備において、全体として評価されるべき提案集に対して私は助言を求めた。いただいたさらなる助言に照らし、最終的には括弧書き無しの統合交渉テキストに私の提案を反映させ、締約国会議の検討に供するつもりである。

## 1. 新機関の管理体制

- COP ないし COP/MOP により設立される全ての新機関（すなわち CDM 理事会、適応基金委員会、遵守委員会の促進部、遵守委員会の執行部、技術移転に関する科学的・技術的専門家による政府間諮問グループ）を同じ 10 人のメンバー構成にする。構成は、UNFCCC 議長団での現在の慣行に反映される利益グループを考慮して、5 つの国連地域グループから公平な代表選出、及び共通だが差異のある責任と個々の能力に基づくものとする。
  - 5 つの国連地域グループから各 1 名ずつと AOSIS から 1 名
  - 付属書 I 締約国から 2 名
  - 非付属書 I 締約国から 2 名
- 機関のメンバーシップはローテーションの原則に基づく。
- 決定は全員一致の合意によって行われ、それができない場合は 4 分の 3 の多数決で行われるが、例外として執行部では付属書 I 締約国の過半数と非付属書 I 締約国の過半数も求められる。
- 指針は COP ないし COP/MOP から与えられる。指針は一般的な性質のものについてのみであり、個々の問題についてはない。
- GEF 事務局が世話をする適応基金委員会以外、全ての新機関は UNFCCC 事務局が世話をを行う。

全ての新機関の構成が同一の原則に基づくシンプルなアプローチを提案する。構成は通常、付属書 I 締約国から 4 名と非付属書 I 締約国から 6 名ということになる。京都議定書にもと

づいて設立される機関で発効前に始動する可能性のあるものについては、メンバーは議定書署名国から選ばれる。

執行部の構成に関わる重要な検討事項は、第 3.1 条不遵守の帰結を決定する上で同部門が裁量的権力を持たないということである。

これらの機関における意思決定についての提案では、コンセンサスを達成することが最優先され、最後の手段として 4 分の 3 の多数決で決定を採択できる。執行部の場合、4 分の 3 の多数決で採択された決定には付属書 I 締約国の過半数と非付属書 I 締約国の過半数も求められるという例外がある。この例外は、執行部の権限は付属書 I 締約国約束に限定されているという理由から妥当である。コンセンサスが得られない場合、全ての機関の決定には 8 票が必要となる。さらに、執行部ではいかなる決定の支持にも最低付属書 I 締約国 3 カ国と非付属書 I 締約国 4 カ国が必要となる。

専門家レビュー・チーム (ERTs) の構成は上記の方式には含まれない。ERTs は、一部は専門家名簿からアドホック・ベースで選ばれた専門家によって構成され、また一部は常任の専門家グループによって構成される。この構成はレビューされる文書ごとの特別な関心分野によって異なる。専門家は自らの個人的能力においてレビューを行うことが期待されている。ERTs の構成は第 5・7・8 条に関する交渉の枠組みの中で扱われることになるだろう。

## 2. 資金

### ガイダンス

- COP は GEF に対する継続的ガイダンスを強化する。
- GEF は
  - プロジェクトが国家のニーズと優先事項(「国家主導」)に呼応しており、国家プログラムに統合されていること(「オーナーシップ」)を保証する。
  - 手順及び政策、プロジェクト・サイクル、引渡しシステムを合理化する。

条約第 11 条に基づき、GEF は COP のガイダンスのもとで機能する。COP は条約に関連する政策・プログラム優先事項・適格性クライテリアについて決定を行う。

### 適応基金

- 実証版/パイロット版の適応プロジェクト及びプログラムに資金供与し、発展途上締約国の適応プロジェクト及びプログラムを具体化すること。
- 水資源管理・農業・健康・インフラ開発・脆弱な生態系・統合的沿岸部管理などの分野において、適応プロジェクト及びプログラムは適応基金を受けるに適格とされること。森林保全、劣化土壌の再生、特にアフリカにおける砂漠化防止に関する適応及び措置のための能力育成もまた、適応資金の供与に適格とされるべきである。極端な気象事象に対する迅速な対応のためのセンター及び情報ネットワークを、情報技術を可能な限り駆使して強化、ないし設立すること。
- CDM 収益の一部(発生する CERs の 2%)と付属書 I 締約国からの寄付金を資金源とすること(立ち上げ期間中は特に後者)。
- GEF 内の新規信託基金が、COP/MOP の指針のもとで別委員会により管理されること(前出の「1. 新機関の管理」参照のこと)。

森林保全・劣化土壌の再生・砂漠化防止に関するプロジェクトは CDM プロジェクトとして適格ではないということを特記しておく。このようなプロジェクトは適応基金のもとで適格とされる。

### 特別気候変動基金

- 技術移転・能力育成・経済多様化・エネルギー・輸送・工業・農業・林業・廃棄物の分野における気候変動関連の活動・プログラム・措置に資金供与すること。
- これらの活動・プログラム・措置は GEF の気候変動対象地域に割り当てられた資金源及び

- 多国間・二国間基金から資金を得ているものに対して、追加的であり補完的であること。
- 資金貢献及び/ないし割当量単位の形で付属書 I 締約国から受ける寄付金を資金源とすること。
- GEF 内の新規信託基金は、COP のガイダンスに基づき GEF 委員会によって管理されること。

### 最低開発国 (LDCs)

- LDCs のための別個の作業プログラムを COP が設立すること。作業プログラムには、国家適応行動プログラムとそれらのプログラムを支援する LDC の専門家グループを設立することが含まれる。
- 作業プログラムの活動は、作成されるクライテリアにしたがって GEF の資金供与を受けること。
- LDCs における CDM プロジェクトを適応のための収益金分担から免除すること。

### 資源レベル

付属書 I 締約国は、非付属書 締約国における気候変動関連活動のための新規で追加的な資金源を、贈与ないし譲与ベースで寄与すること。

寄付総額はできるだけ早く、2005 年より前に、目標の年間 US\$10 億ドルに到達すべきこと。目安として、適応に使用される金額は、長期的には資金レベルの約半分にまで上げることとする。

寄付金目標額は、付属書 I 締約国の 1990 年 CO<sub>2</sub> 排出量における相対的割合に基づくこと。

- この目標の計算に入れられる資金フローは以下から成る。
  - 気候変動対象地域に対し割り当てられた GEF への寄付金
  - 特別気候変動基金への寄付金
  - 適応基金への寄付金
  - 現在の資金供与レベルに対し追加的な気候変動関連行動に対する二国間・多国間資金供与
- CDM プロジェクトへの民間資金供与及び CDM の収益金一部分担はこの目標額計算には入らない。
- 付属書 I 締約国は、これらの資金フローについて国別報告の中で COP に報告すること。GEF は、気候変動関連活動に割り当てられるその補充分分担額の見極めにおいて支援を行うこと。
- 気候資源委員会からの助言に基づき、CDM の収益金一部分担から来る資金を考慮して、COP は適応基金に割り当てられるパーセンテージと総資金レベルのレビューを行うこと。
- COP は、特別気候変動基金と GEF が取り上げる個々の対象分野に対する資金の割り当てについてガイダンスを与えること。
- 寄付金目標額における各自の分担を支払えない締約国は、新機関における議席獲得に対し不適格とされる。

新規で追加的な財源が非付属書 II 締約国の活動に対する資金供与に必要である。総資金レベルと個々の寄付金レベルの双方を決定しなくてはならない。寄付金額を排出の割合と結びつける提案は、固定総額に対する付属書 I 締約国間の貢献分における公平性を高めるよう考案されている。付属書 I 締約国の中には、寄付を行いながら資金供与される活動に対し適格とされているものもある。

CDM 固有の性質から、CDM プロジェクトへの民間資金供与と CDM に対して課せられる収益金からの一部分担はこの資源レベルの計算には含まれない。

二国間・多国間資金供与のリーケージを避けるべく、現在の二国間・多国間資金フローに対し US\$10 億ドル追加的であること。

### 気候資源委員会

- COP は持続可能な開発に関する世界サミットの準備という枠組みの中で、ハイレベル気候資源委員会の設立について国連事務総長に提言を行うこと。
- 気候資源委員会の業務には以下が含まれる

- 気候変動関連の寄付に対するレビューのためのクライテリアを作成すること
  - 資金供与のニーズと入手可能性をモニターする。
  - 資金の割り当てについて助言を行う。
  - 資金供与に関して合意された目標が達成されているかどうかを判断すること
  - 必要であれば、追加資金を集めること。
  - 既存の資金ルート及び機関による検討のための政策結論を作成すること
- 委員会のメンバーシップには制限を設け、COP 議長、資金供与・開発協力・環境担当の大臣ないし高官、多国間銀行及び民間セクターからのトップレベルの代表を含めること。

### 3. 技術移転

- 技術移転、情報ニーズ、技術移転の進歩に対するバリアに対処し、条約第 4.5 条の実施を強化すべく、SBSTA のもとで技術移転に関する科学的・技術的専門家による政府間諮問グループを設立すること。
- 活動・プログラム・措置は、特別気候変動基金及び GEF の気候変動対象地域により資金供与を受けること。

上記はあまりにも簡潔であるとの反応を得ているが、上記提案は資金及び対応策に関する提案と共に技術移転に関する全ての未決案件について我々が決定を行うことを可能にしてくれるものであるというのが私の印象である。

### 4. 対応策の影響

- 議定書第 3.14 条にもとづき、付属書 I 締約国は、化石燃料生産助成金の削減ないし段階的廃止など議定書第 3.1 条の実施による発展途上締約国への社会的・環境的・経済的悪影響を最小限にするための行動について報告すること。
- 条約第 4 条 8 にもとづき
  - 付属書 I 締約国は、対応策の影響に対して十分な配慮を行うことによって、方法論に関する作業に基づき、温室効果ガスを捉えて貯蔵する化石燃料関連の技術移転と、化石燃料及び経済多様化に関する行動の環境効率改善能力開発を通してこれに対処する上で、非付属書 I 締約国を支援すること。
  - 発展途上締約国は、自分達のニーズと懸念について報告を行うこと。

対応策には、発展途上締約国に対して、社会的・環境的・経済的悪影響を与える可能性がある。したがって、付属書 I 締約国はこれらの影響を最小限にするための取り組みについて報告を行わなくてはならない。議定書第 3.14 条に関する実施についての質問は、遵守委員会の促進部の権限内とされることを特記しておく。

発展途上締約国はさらなる行動の必要性を評価するために、自らのニーズと懸念について報告を行わなくてはならない。付属書 I 締約国による支援と具体的行動は、12/CP.5 に反映されているように方法論に関する作業を基盤とすべきである。経済的多様性に関する行動は特別気候変動基金にもとづく資金供与に対し適格である。

### 5. LULUCF

#### 京都議定書における LULUCF 活動の扱いのための指針的原則

1. 根拠の確実な科学にもとづく決定
2. LULUCF 施行のための信用ある国内制度(すなわち LULUCF による排出量と除去量について信頼できる推計・報告・検証を行うための能力)
3. 第 8 条にのっとり、専門家レビュー・チームによる目録レビューを受けて初めて LULUCF 活動に対するクレジットの発行が完了する。専門家レビュー・チームの分析が遵守に関する疑義を示した場合は、その件は遵守委員会に提出される。
4. 時系列的な一貫性を保証し、二重計算を避けること。

5. LULUCF 活動を考慮に入れることで、付属書 I 国の排出源による排出量及び吸収源による吸収量を 1990 年比最低 5% 削減するのに相当する方法で第一約束期間における気候変動を緩和するという、京都議定書の全世界的な効果を変えてはならない。
6. 第 3.3 条および第 3.4 条の計算システムにおいて規程される土地に対しては、継続的に測定をつづけること。
7. 単に存在しているだけの炭素ストックを計算からはずすこと。
8. LULUCF 活動は生物多様性保全と天然資源の持続可能な使用に寄与すること。
9. 1990 年以降の管理活動の結果として、直接的な人為的影響のみを計算すること。
10. LULUCF の推計及び報告のために、上記の原則を取り入れている IPCC の良好事例ガイドラインを採用すること。

京都議定書における LULUCF 活動の扱いに関して全体的指針を与えるのに役立つべく、「指針的原則」に関するセクションが追加されている。原則に関する合意は、後述の運用テキストについての合意を促すのに役立つであろう。G77 及び中国は、多くの指針的原則の挿入を要請したが、EU 及びアンブレラ・グループもまた原則を議題とした。これら一連の原則は上記の原則にまとめられ、あるいは後述のテキスト中にある運用のパラグラフの中で取り上げられている。

### 議定書第 3.4 条

- 適格な活動；森林管理、耕地管理、放牧地管理、植生再生
- 劣化関係及び植生減少関係活動についてさらに作業を進めるよう IPCC に呼びかけること。SBSTA は第一約束期間でこれらの活動を計算する方法論を検討し、COP10 は本件について決定を行うこと。

第一約束期間中に第 3.4 条規定を使用することを選ぶ締約国は、以下の規定に従って計算を行うこと。

- 第一段階(First tier)。1990 年以降の全管理森林が第 3.3 条のマイナスを補うのであれば、森林管理については第 3.3 条のマイナスのレベルまで 100% プラス計上する。上限は 30MtCO<sub>2</sub> の 5 倍。
  - 第二段階(Second tier)。第一段階以上の森林管理： - 85% 割引を適用。
  - 第三段階(Third tier)。農業管理（耕地管理、放牧地管理、植生再生）：基準年比「ネット-ネット」計算を適用（「約束期間中の炭素ストック変化」 - 「基準年の炭素ストック変化」× 5）。
- 間接的な自然的影響（CO<sub>2</sub> 施肥や間接的窒素沈着など）と過去（参考年以前）の森林慣行による影響を計算から除外する実践的方法論について、方法論上及び科学的作業を 2004 年末までに完了するよう遂行するよう IPCC に呼びかけ、SBSTA 及び COP はこの方法論上及び科学的作業を将来の約束期間の方法・規則・指針に盛り込むこと（第二約束期間交渉の一環として決定されるよう）。

### 京都議定書第 12 条

- 植林及び再植林は、第一約束期間中の CDM における唯一の適格な LULUCF プロジェクト活動である。これらのプロジェクト活動を含めるための方法は、これらのプロジェクト活動に関する問題、すなわち非永続性、追加性、リーケージ、規模、不確実性、生物多様性及び天然生態系への影響を含む社会経済的・環境的影響を考慮して SBSTA でのプロセスを経ること。これらのあり方については COP8 により決定される。将来の約束期間における CDM のもとでの LULUCF の扱いは、第二約束期間交渉の一環として決定される。第 12 条にもとづき実施される LULUCF 活動は、上記原則 1, 5, 7, 8, 9 を手引きとすること。

### 京都議定書第 6 条

- LULUCF プロジェクトは、第 3.3 条及び第 3.4 条のための定義、計算規則、方法、指針に則していること。

## 第一約束期間における LULUCF 計算のための限界的条件

■ 上記方法に加え、第一約束期間中の LULUCF 活動計算は以下の条件に拘束される。

- 以下の合計である
  1. 第 3.4 条にもとづく第二段階及び第三段階
  2. 第 6 条にもとづく LULUCF プロジェクト活動による ERUs
  3. 第 12 条にもとづく LULUCF プロジェクト活動による CERs。
- 合計は、付属書 B 国における QELRC が 100 未満の付属書 I 締約国について、締約国の排出削減目標の 50%を超えないこと（すなわち、 $0.5X((100-QELRC)/100) \times \text{基準年排出量} \times 5$ ）
- 合計は、付属書 B 国における QELRC が 100 以上の付属書 I 締約国については、締約国の基準年排出 X 5 の 2.5% を超えないこと。

適格な活動とは、締約国間で広く話し合われ、最終交渉テキストに盛り込まれたものである (FCCC/SBSTA/2000/CRP.11)。一部の締約国は、吸収源（植生再生など）及び排出源（植生減少など）双方に対して対称的に計算すべく、「劣化」及び「植生減少」を加えるよう要請した。しかし、「劣化」や「植生減少」を運用化すると、初期 stock-taking やモニタリングなどの問題を生み出してしまふ。したがって、これらの問題の対処には、IPCC の支援を受けた SBSTA による一層の方法論関係の作業が必要である。

第一約束期間中の LULUCF 計算に対する限界的条件など、第 3.4 条に関する計算セクションの構成は、以下の 5 つの特性を取り扱うことを目的としている。

- a) 吸収源の質：すなわち「1990 年以降」や「人間が引き起こした」など議定書の第 3.4 条の要件を満たしていること（第 9 指針原則参照）。このことは第 2 段階において割引を適用し、第三段階において「ネット-ネット」計算を適用することの理論的根拠とも言える。
- b) 科学的基盤：a)における要件の実施は、特に森林管理において第一約束では非常に難しい。さらなる科学的・方法論関係の作業が必要である。したがって、第一約束期間中にこれらの原則を（割引によって）実用的に扱いつつ、同時に将来の約束期間において計算に入れるための方法を詰めるプロセスを確立することが提案される。割引レベル（85%）は、締約国から提出された 67%から 97%までの数字の中での歩みよりを反映している。この問題を取り巻く科学的不確実性により、このレンジの上限よりの割引率が選択されることになる。
- c) 吸収源の量：締約国の中には第 3.4 条に基づく吸収源のクレジットを最小限に計算しているところもある。また、付属書 B 締約国負担の歪みを制限し、排出削減に対して置かれている重点を維持すべく（経済成長と GHG 排出量を切り離す）第 3.4 条吸収源のクレジットを制限したいとする締約国もある。これは第 3.4 条における第二・第三段階計算を経て出されたクレジットに対して制限を設けるとする提案の理論的根拠である（計算における限界的条件）。LULUCF 活動に関して入手できるデータが不確実で比較不可能であるため、この制限は締約国の基準年排出量のパーセンテージで表されている。このキャップの値は、全活動合計に対し 0.5%というものから森林管理のみに対して 4%というものまでの、締約国から出されたキャップ提案の中での歩みよりを反映している。
- d) 第 3.3 条の例外：第 3.3 条において IPCC 定義を使用する決定は、一部の付属書 I 締約国に対し、森林炭素ストックにおいて全体的には増加となるものの、負債(debit)を発生させてしまうということが認識されている。このことはキャップを免除された第一段階を使用することの理論的根拠となる。
- e) インセンティブの仕組み：計算制度が土地管理者に適切なインセンティブを与えることが大事である。基準年レベルに比べ追加的な約束期間中の行動に対し、十分なクレジットが与えられるべきである。したがって、農業吸収源について、割引なしの「ネット-ネット計算」が提案される。

第一約束期間における第 3.4 条 LULUCF 活動の計算に対する「三段式」の提案は、上記 5 つの検討事項（質・科学的基盤・量・第 3.3 条の例外・インセンティブの仕組み）同士のバランスを取ることを狙いとしている。

CDM に LULUCF 活動を含める可能性については、意見が広く分かれている。関連の技術と方法論に関する問題に対する SBSTA 評価を経ずしては、これを含めることに関する方法についての決定を行うことは不可能である。同時に、LULUCF 活動の適格性に関する決定の延期は、早期批准に対して脅威となると多くの人々が考えている。したがって、第一約束期間については限られたプロジェクト活動（LULUCF 計算についての限界条件にしたがった）のみについて適格性を与えつつ、同時にその含め方に関する SBSTA による検討と COP による意思決定に明確な議事日程と締め切りを設けることを提案する。「森林減少の防止」を目的としたプロジェクトは、CDM における LULUCF プロジェクト活動としては適格ではない。しかし、森林保全、劣化土壌の再生、砂漠化防止のプロジェクトは、第一約束期間の CDM では適格ではないものの、適応基金における資金供与には適格である（資金に関するセクション 2 を参照のこと）。

第 6 条において、第 6 条吸収源プロジェクトは第 6 条プロジェクトを誘致する締約国の目録の一部であるべきなので、第 3.3 条及び第 3.4 条に基づく方法との協調が必要である。このことは、第 6 条によって不適格な LULUCF 活動の「クレジット偽造」を行うことを防ぐことにもなる。

本ペーパーの付属書に例示的データが示してある。付属書で説明されているように、データには限界がある。しかし、「三段式」提案の成果によって、第一約束期間に第 3.4 条吸収源を使用することに興味を示すほとんど全ての締約国が、その排出削減約束の約半分をこの方法で達成することができるようになるということを、これらのデータは示している。私は、先に概説した仕組みを環境信頼性を損なわずして効果的なものとするために、この限界条件を提案しているのである。

この「三段式アプローチ」は、森林が既に総国土面積のうち高い比率を占めている場合には特にその LULUCF セクターが非常に特殊な性質を持つ利害締約国による、このオプションを求める声に応えてはいない。このような特別な状況に対処するために、提案されている方法論からの限定的・部分的な逸脱を考えることも可能である。

CDM に一部 LULUCF 活動を含めることは、この問題の対処にも役立つであろう。

## 6. メカニズム

### 原則

- このメカニズムを使用する際、締約国は条約の第 2・3 条を手引きとすること

### 補完性

- 政策及び措置は、国家の状況に従い、また先進締約国と発展途上締約国間の一人当たり排出量における不公平を低減することを目指して、実施及び/あるいはさらに推敲されるべきである。
- 付属書 I 締約国は主に 1990 年以降の国内行動によってその排出約束を達成すること。
- （定性的及び定量的な）関連情報は、第 8 条にもとづくレビューのため、議定書第 7 条にもとづき提供されること。
- また、環境保全は、メカニズムのための健全な方法・規則・指針、吸収源活動を管理する厳格な原則及び規則、強力な遵守体制によって達成される。

補完性に関する実施に対する疑義は、遵守委員会の促進部の権限に委ねられることを特記しておく。

## **適格性**

- 付属書 I 締約国によるメカニズムへの参加は、議定書の第 5.1 条、第 5.2 条、第 7.1 条、第 7.4 条における方法論上及び報告に関する要件の遵守によって認められる。
- 遵守委員会（執行部）によって処理されること。16 ヶ月以内に、ある締約国が要件を満たしていることを示す報告書について何の決定も出されない場合は、締約国は参加について適格とされる。
- 京都議定書を補完する遵守についての合意を承認した締約国のみが、メカニズムを使用することで生じたクレジットを遵守のために使用する資格が与えられる。

このことは、適格性要件とは何であるか（第 5 条及び 7 条における方法論及び報告に関する要件）を定義し、遵守委員会による決定がタイムリーに行われなかった場合の自動的な引き金となる。京都議定書を補完する遵守についての合意加盟国となるよう締約国を促すために、その合意を受け入れた締約国のみがメカニズムの使用により生じたクレジットを使用する資格を与えられるようにすべきである。

排出権取引と「共同実施（適格性要件達成による削減の検証）」に参加するためには、締約国は適格性要件を満たさなくてはならない。CDM と「共同実施（検証手続き）」に参加するためには、締約国は自国の約束達成にその CERs 及び ERUs を使用するのであれば適格性要件を満たさなければならない。

## **議定書第 12 条関連の問題（CDM）**

- 非付属書 I 締約国は、プロジェクト活動がその国家戦略及び/ないし持続可能な開発に対する優先性に即したものであるかどうかを判断すること。
- 付属書 I 締約国は CERs を生じさせるために原子力施設を使用することを控えること。
- CDM プロジェクトのための付属書 I 締約国による民間資金供与は、ODA の流用となってはならない。
- 小規模プロジェクトのための簡便型手順。小規模とはすなわち：
  - 15 メガワット以下相当の出力を有する再生可能エネルギー・プロジェクト、あるいは、
  - 実質的なエネルギー消費を 5 メガワット相当以内削減するエネルギー改善プロジェクト
- 理事会はプロジェクトのカテゴリーをレビューし、必要であれば、COP/MOP に対し新たなカテゴリーを提言すること。
- COP7 で理事会の選出を行い CDM を即座に開始すること。

締約国の大半は、CDM から原子力をはずしたいとしていることを示唆した。したがって、ハーグの最終日の夜に話し合われたテキストは保留である。

民間資金が CDM プロジェクトへの資金供与に使われるのであれば、それは付属書 II 締約国の資金的義務と、現在の政府開発援助のフロー（ODA）に対して追加的でなくてはならない（資源に関するセクション A も参照のこと）。

小規模プロジェクトには特恵的な取り扱いを行うことが締約国間で合意されている。この合意を運用化するには、規模が決定されなくてはならない。本提案を第一ステップとみなすことが可能である。技術革新やその他の理由から、理事会は、必要であれば COP/MOP への提言を行うべく、その規模や適格プロジェクトのカテゴリーについてレビューや調整を行うことが可能であろう。CDM における吸収源の問題は、LULUCF に関するセクション 5 で取り扱われている。

CDM を即座に開始すべきことを締約国は合意している。これを運用化するために、理事会ができるだけ早急に選出されるべきである。CDM の実施を成功させるためには、即時開始と平行して、特に LDCs に対して制度的・技術的な能力育成を保証することが重要である。

## **議定書第 17 条に関する問題（排出権取引）**

- 約束期間の保有量（リザーブ）は、国家のレジストリーに保持され、以下を下回ってはなら



ない。

- 第 3.7 条及び第 3.8 条にしたがって計算された締約国割当量の 90% または
- 一番最近にレビューされた目録の 5 倍の、どちらか少ない方。

排出権取引の枠組み内で締約国が売り過ぎないようにするために、締約国は割当量の一部を約束期間リザーブに留めておくことで割当量単位の移転を制限される。

ネットの買い手にとっては、議定書第 3.7 条及び第 3.8 条にしたがって計算される締約国割当量の 90% が、2 つのオプションのうちでは少ない方である。このオプションにより、彼らは十分な許可枠を国際移転目的で法的主体に委ねることができる。一般に、ネット売り手にとっては、2 番目のオプションが少ない方である。彼らは、割当量のうち遵守のために残しておく必要の無い分を移転することができるのである。

検証手続きにより検証される「共同実施」プロジェクトは追加的でなくてはならず、そのため留保されるべき分には計算されない。

#### **議定書第 6 条関連問題（「共同実施」）**

- 第 6 条プロジェクトによる削減量は、ホスト締約国が適格性要件を満たしていれば(第 5.1 条、第 5.2 条、第 7.1 条、第 7.4 条にもとづく報告要件、及び国内登録簿システムの整備)、ホスト締約国によって検証される。満たしていなければ交渉テキスト内で規定されている独立した検証手続きによって検証される。
- 附属書 I 締約国は、ERUs を生じさせるために原子力施設を使用することを控えること。

排出削減単位の取得と移転は附属書 I 国全体の目標に影響を与えないので、検証は排出権取引に用いられる適格性要件に合うように制限されうる。移転締約国が報告要件を遵守しない場合は、プロジェクトの検証は CDM に提供されていると同様の手順 (JI の枠組みの中で) に従うべきである。

#### **第 4 条及びメカニズムに関する問題**

- メカニズムの使用に関する規定は、第 4 条にもとづいて行動している締約国それぞれに対し適用されるべきである。第 3.7 条にもとづいた個々の割当量は、第 4.1 条に参照される合意の中で提示された個々の排出レベルに等しい。

第 4 条は京都メカニズムとは異なる。本条文にもとづいて行動する締約国がメカニズムに参加する場合は、メカニズムのための規則が個々に適用されるべきである。地域経済統合機関 (REIO) が締約メンバーとして行動しメカニズムに参加する場合は、本規則は REIO 全体にも適用される。

#### **第 3.1 条遵守のための CERs、ERUs、AAUs の使用**

- 認証排出削減量 (CERs)、排出削減単位 (ERUs)、割当量単位 (AAUs) (各々議定書の第 12 条、第 6 条、第 17 条にもとづく) を、第 3.1 条にもとづく約束の達成に使用してもよい。CERs を、第二約束期間における約束達成に向けてバンキングしても良い。
- CERs、ERUs、AAUs は議定書附属書 B に記されている数量的な排出抑制ないし削減の約束を変更することなく、割当量に追加したり割当量から差し引かれることができる。

この記述は、条約附属書 I 及び議定書附属書 B に含まれる締約国に対し以降の約束に関する検討や意志決定に影響を与えるような京都議定書第 3・6・12・17 条遂行に基づいたいかなる種類の排出に関する権利・資格 (right, title or entitlement) を何ら生み出したり与えたりはしないということを確認している。

第二約束期間に向けて CERs を過剰にバンキングすることに関する一部の締約国の懸念は、

当該期間の約束に関する交渉の中で適切に対処されるであろう。

第二約束期間に関する協議は、2005年より前に開始され、2008年までに完了しなくてはならない。

## 7. 遵守

### 権限及び役割

- 執行部は、議定書第3.1条、第5.1条、第5.2条、第7.1条、第7.4条に基づく約束及び第6・12・17条に基づく適格性要件をカバーすること。
- 促進部はその他全ての約束をカバーし、約束の差異ある性質について検討すること。
- 市場経済移行国に対する柔軟性は、条約第4.6条を考慮し、議定書第3.6条にしたがって、COP/MOPにより認められる。
- 上訴の手続きは無い。

執行部の権限は、附属書I締約国に義務づけられている約束に限定されている。執行部の権限は、第2条、第3条の残りの部分、及び第10・11条をカバーしていない。何故ならこれらの条文により締約国に与えられているある程度の裁量が、執行部による不遵守の決定とぶつかりあう可能性があるからである。このようなケースは促進部によって処理される。不遵守の決定が無い場合でも、促進部はこれらの条文に対する遵守を促進するために、助言を与えたり、援助に便宜をはかったり、提言を行ったりして良い。

約束の差異ある性質 共通だが差異ある責任及び個々の能力などを明確にうたうことにより、促進部は締約国や係争の取扱に格差を設けることができる。

本提案は上訴手続きを規定していない。このような手続きは、既に長引いている遵守手順を大幅に遅らせることになる。現在の交渉テキストは、正当な法的手順を保証するための適切な手続き上の防御措置を用意するものである。

専門家レビュー・チームの報告書は、評価のため遵守委員会及びCOP/MOPに送られる。遵守委員会は、委員会の取った行動についてCOP/MOPに対し報告を行うこと。

### 執行部により適用される不遵守の結果

- 第3.1条について（数量的排出約束）  
締約国の排出量が当該約束期間におけるその数量的排出制限及び削減コミットメントを超過した場合（裁量なし）遵守の判断のために、第3条、パラグラフ3.4.10.11.12の規定が考慮に入れられる。
  - 次の約束期間の割当量から、排出許可量のうち以下のトン数が差し引かれる：
    - 締約国の割当量超過が1%未満の場合、超過排出トン数の1.1倍。
    - 締約国の割当量超過が1%以上8%未満の場合、超過排出トン数の1.5倍。
    - 締約国の割当量超過が8%以上の場合、超過排出トン数の2.0倍。
  - 排出量が黒字であることを当該締約国が執行部の満足いくように実証するまで、割当量トン数の移転資格停止。
  - 国内措置を中心に、遵守行動計画をレビュー及び評価に供すべく提出することの要請。
- 第5.1条、第5.2条、第7.1条、第7.4条（方法論上及び報告に関する要件）
  - 約束達成のための計画をレビュー及び評価に供すべく提出することの要請。執行部は、不遵守の原因・タイプ・程度・頻度を考慮に入れること。
- 第6・12・17条（適格性要件にもとづく）
  - 当該締約国が第5.1条、第5.2条、第7.1条、第7.4条における方法論上及び報告に関する要件を満たしていることを執行部の満足いくように実証するまで、割当トン数の移転及び取得に対する適格性の停止。
- 第二約束期間における附属書I締約国の約束は、2008年より前に採択されるべきこと。

レートは遵守制度において不可欠な要素である。レートは排出削減達成の遅れに対する金利となる場合もあるが、遵守に対するインセンティブでもなくてはならないため、比較的高いレベルに設定されるべきである。深刻な不遵守の場合には高めのレートが提案され、計算間違いによるものには低めのレートを、そしてそれ以外のケースには中間のレートが提案されている。6 つの変数、すなわち低めレート、中間レート、高めレート、それに各3つのレートそれぞれの中間レートについて合意されなくてはならない。

第 3.1 条の不遵守の場合、附属書 I 締約国の資格停止は、できるだけ早急に排出許可レベルを回復するためにメカニズムを使って附属書 I 国に割当量を取得させる目的の割当量移転に限定されている。第 6・12・17 条における関連の適格性要件を満たしていないことによる資格停止の場合は、附属書 I 締約国は、関連の適格性要件を満たしていることを執行部の満足いくように実証すれば、割当量を移転する適格性を回復される。

遵守行動計画は、締約国の主権を尊重して、執行部の承認を得させられるものではない。同行動計画は執行部の評価とレビューを受けるが、執行部は当該締約国に対し提言を行う可能性があり、当該締約国による同計画の実施を監視する。遵守行動計画においては、当該締約国は国内措置を優先しなくてはならない。さもなければ第二約束期間及びその後の約束期間において目標の達成がさらに一層難しくなるからである。

当該締約国が第 5.1 条、第 5.2 条、第 7.1 条、第 7.4 条における方法論上及び報告に関する要件をいかに達成しよう提案するのかについて提示した計画の作成に関し、取り決めがある。さらに、これらの要件を達成しないと、メカニズム参加資格の停止となる。また、このような達成不十分が第 3.1 条不遵守の決定に影響を与える可能性もある。

第二約束期間の割当量から超過排出分を差し引くことは第二約束期間目標に関する交渉の一部とはならないということを保証するために、附属書 I 締約国のこのような目標に関する話し合いは 2008 年 1 月 1 日より前に完了してはならない。第二約束期間の目標が 2008 年 1 月 1 日以降に採択されれば、第一約束期間末を不遵守の状態を迎え第二約束期間に低めの目標を設定しようと締約国が期待する可能性がある。

## **採択の基盤**

### ■ 京都議定書を補完する公式合意の採択

採択の基盤を選ぶ上で重要な検討事項は、(a) 遵守制度のタイムリーな発効、(b) 全附属書 I 締約国が京都議定書の締約国となり、また遵守制度の締約国となってほしいということである。国家が遵守に関する補助的合意の早期批准に向けた国内要件を満たすことができるよう、遵守制度は COP6 で採択されるべきである。

全附属書 I 締約国が京都議定書締約国となり、また遵守制度締約国ともなることを保証するために、第二約束期間を制定した京都議定書修正を使用することもありうる。この修正によって、これらの締約国が遵守に関する補助的合意の締約国とならなければ第二約束期間に参加できないということを規定することが可能である。この法的防御措置は第一約束期間中には機能せず、その後の約束期間にのみ機能するということが特筆すべきである。第一約束期間には、全締約国が遵守に関する補助的合意の締約国となるよう政治的手段によって奨励されるべきである。

遵守に関する補助合意は、条約に対する議定書の形を取ることが可能であろう。事務局と議長は、国連法務局 (UN Office of Legal Affairs) など法的専門家と協議することになる。この合意の採択に向けた方法に関するテキストは FCCC/CP/2000/5/Add.3 [Vol.IV] をベースとし、COP6 (第 2 部) での採択に間に合うよう締約国に回覧されなくてはならない。締約国は、本合意の採択に対し全権をもって COP6 (第 2 部) に臨むべきである。

## 附属書

### LULUCF 提案に関する例示的データ

本附属書では、第 3.3 条及び第 3.4 条における LULUCF 活動に対する計算アプローチ案の意義についてデータを提示している。本附属書は、説明目的のみで添付されており、入手可能な最良のデータにもとづいている。

表 1 は 2000 年 8 月 1 日に締約国から提出されたデータを用いて、私の提案の成果を示したものである。しかし、これらのデータにはいくつかの欠点がある。締約国から提出されたデータは、完全に比較が可能なわけではない。締約国の使用している方法論・仮定・定義は様々であり、炭素吸収率は地理的位置・森林形態・管理体制によって異なっている。その上データは完全なものではない。データを提出した締約国は必ずしも第 3.4 条関連の活動全てについてデータを提供しているわけではないのである。全くデータを提出していない締約国も数多くある。

上記データ集の欠点のいくつかを克服すべく、表 2 では、第 2 段階の森林管理について、国連食糧農業機関による別のデータ（温帯・亜寒帯の森林資源評価、2000 年）を用いて代替案を示している。このような FAO のデータを用いた推計は予想というよりは、現行の管理森林地帯及び現在の吸収率をベースにしている。

表 3 は双方のデータ集を取り入れて見やすいようにした概略表となっている。

具体的な仮定については脚注に示してある。仮定やデータ源についてさらなる情報が入手できるようにするよう、私から事務局に要請してある。